

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 15 条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 19 条）の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

労働保険の保険料は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間（これを「保険年度」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。